

妊婦健康診査を受診される皆様へ

宍粟市では、妊婦の方がより健やかな妊娠期を過ごし、安心して出産を迎えられるよう妊婦健康診査に係る費用の一部を助成しています。

☆助成対象者等

助成対象者・・・宍粟市に住所を有する期間に、母子健康手帳交付後妊婦健診を受
けられた方

助成金額・・・上限 93,000 円

助成回数・・・上限 14 回

助成方法・・・「妊婦健康診査費助成券交付申請書」のご提出後、助成券をお渡
しします。

助成券が使用できない場合は、一旦医療機関で受診費をお支払い
して頂き、出産後「妊婦健康診査費助成金交付申請書兼振込依頼
書」のご提出により、助成します。

助成券の種類・・・上限 5,000 円助成券 14 枚、上限 1,000 円助成券 23 枚

※転入者の方は、妊娠週数により助成券の枚数が異なります。

☆助成券を使用できる場合

○兵庫県内の医療機関で使用できます。（ただし、一部使用できない医療機関があ
ります。）

○妊婦健診受診の際、医療機関に母子手帳と一緒に助成券を提出してください。

○5,000 円助成券は、1 回の受診につき必ず 1 枚使用してください。

○1,000 円助成券は、1 回の受診につき複数枚使用できますが、必ず 5,000 円助成
券と共に使用してください。1,000 円助成券のみの使用はできません。

○5,000 円助成券、1,000 円助成券ともお釣りはできません。

○妊婦健診に要した費用（自費診療分）のみに使用でき、妊娠判定の費用や保険診
療分、出産費用については対象外です。

☆助成券が使用できない場合

○兵庫県内の一部の医療機関もしくは兵庫県外の医療機関で受診される方は、助成
券が使用できませんので一旦医療機関で受診費をお支払いして頂き、出産後申請に
より助成します。

○申請期限は、出産等後 1 年以内です。

○領収書・印鑑・通帳をご持参の上、「妊婦健康診査費助成金交付申請書兼振込依
頼書」を下記窓口に提出してください。

☆その他

○助成券は、再発行できませんので、大切に保管してください。

○未使用の助成券は、下記窓口に返却してください。

お問い合わせ・申請手続等窓口

- | | | |
|----------|-------------------|-----------------|
| ●保健福祉課 | 宍粟市山崎町今宿 5 番地 15 | 電話 0790-62-1000 |
| ●一宮保健福祉課 | 宍粟市一宮町閨賀 300 番地 | 電話 0790-72-2100 |
| ●波賀保健福祉課 | 宍粟市波賀町安賀 232 番地 1 | 電話 0790-75-8800 |
| ●千種保健福祉課 | 宍粟市千種町室 1060 番地 1 | 電話 0790-76-8600 |